

# 第8章 誘導施設の検討

## 8.1 基本的な考え方

都市機能誘導施設とは、生活利便性の向上をはかるために維持・誘導をめざしていく施設のことであり、都市機能誘導区域ごとに定めるものです。一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、教育・文化、商業、医療、金融といった機能を有する施設が考えられます。

### <誘導施設の考え方>

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下、誘導施設)は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、下記の施設を定めることが考えられる。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設やスーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

出典：第13版都市計画運用指針(国土交通省)より作成

また、「立地適正化計画の手引き(国土交通省)」において、拠点類型ごとに想定される機能イメージを次のとおり示しており、これらを参照し、本市における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

表8.1.1 拠点類型ごとに想定される誘導施設のイメージ

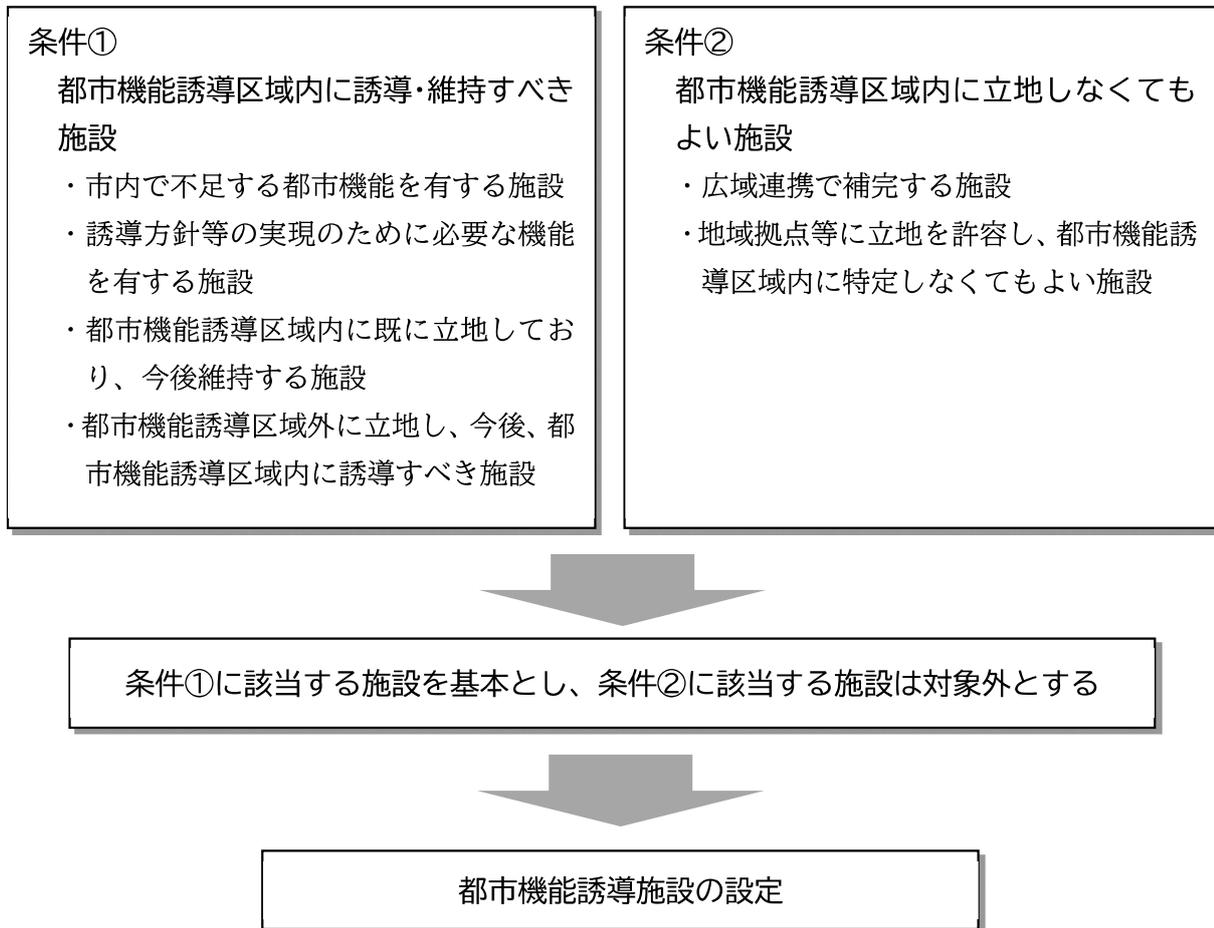
機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等各地域事務所
介護・福祉機能	■市全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設等
子育て支援機能	■市全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、認定こども園、学童クラブ、子育て支援センター、児童館等
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズ等、さまざまなニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	■決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れ等ができる機能 例. 郵便局

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省)(令和7年4月改訂)より作成

## 8.2 都市機能誘導施設の設定の考え方

課題解決のための誘導方針等を参考に、以下の条件に沿って都市機能誘導区域に誘導・維持すべき施設を設定します。

図8.2.1 都市機能誘導施設の設定の考え方



## 8.3 都市機能誘導施設の設定

都市機能誘導施設の設定の考え方をもとに、本市における都市機能誘導施設を設定します。

表8.3.1 都市機能誘導施設の設定

施設分類	施設	誘導施設	考え方
行政施設	市役所(支所を除く)	対象	都市機能誘導区域内での配置を維持する。
介護・福祉施設	地域包括支援センター	対象	都市機能誘導区域内での配置を維持する。
	高齢者福祉施設 児童福祉施設 障害者福祉施設	対象外	高齢者、児童、障がい児・者等のニーズに即し、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。
	こども家庭センター	対象	都市機能誘導区域内での配置を維持する。
子育て支援施設	認可保育所 認定こども園 幼稚園	対象外	現状の子育て世帯のニーズに即し、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。
	児童館	対象外	
	小学校 中学校 高等学校	対象外	
文化施設	文化センター 図書館	対象外	利用者の居住状況等に応じ、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。
	公民館 コミュニティセンター	対象外	
商業施設	大規模小売店 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超)	対象外	利用者の居住状況等に応じ、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。
	コンビニ、スーパー等 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下)	対象外	
医療施設	診療所 (国民健康保険法に基づく)	対象	既存施設の都市機能誘導区域内での配置を維持する。
	診療所(上記を除く)	対象外	利用者の居住状況等に応じ、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。
金融施設	銀行 郵便局 農業協同組合 等	対象外	住民ニーズに即し、都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地をはかることが望ましい。

図8.3.1 現在の都市機能誘導施設

